

南部町笑顔あふれる明るい コミュニケーション推進条例

南部町企画財政課班長

沼畑 輝

1 はじめに

南部町は青森県南東部に位置しており、八戸市の西部に隣接し、南は岩手県二戸市と軽米町に接する県境の町です。

南部町はその名に面影を残すように、「奥州南部藩発祥の地」といわれており、町内には南部氏ゆかりの史跡が数多く存在するほか、南部手踊りが生まれた地としても知られています。

気候は、冬の寒さは厳しいものの、東北地方の北部にしては比較的雪が少なく、晴れの日が多いため、冬季における日常生活では恵まれた環境にあります。

もともと特徴的な気象として、夏に太平洋

側では「やませ」と呼ばれる冷たく湿った東寄りの風が吹き付け、度々冷害に悩まされることがあります。

北上山地に源を発し、南部町にて北東へと進路を変え太平洋へと向かう馬淵川は、町の中心部を東西に横断するように流れ、川沿いの平地においては、水稻やニンニク、ねぎなど野菜の栽培が行われています。

一方、町の南西部にそびえる標高615メートルの名久井岳の丘陵地帯では、サクランボをはじめとしてリンゴ、梨、桃、ぶどうなど多彩な果樹が栽培されており、これらの地域資源を活用した、農業観光や農業体験修学旅行などのグリーン・ツーリズムに、県内でもいち早く取り組んでいる町です。



青森県南部町では、幸せな笑顔あふれる家庭における子どもの健全育成及び仲間意識を醸成し、南部町がさらに活気に満ちた町を目指すことを目的として南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例が制定された(条例第15号として平成24年9月18日に公布、同日から施行)。条例では、毎月22日を「鍋の日」と定め、家族や友人、仲間と鍋を囲み、楽しく活発なコミュニケーションを推進する。

2 条例制定に至った背景と経緯

町では平成24年9月に「笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例」を制定しました。

長い名称ですが、これだけでは、どのようにコミュニケーションを推進する条例なのか、全くイメージできないと思います。

通称「鍋条例」と呼んでおり、簡単に説明しますと、鍋を囲むことにより、楽しく活発なコミュニケーションを推進し、家族円満や仲間意識の醸成に役立てようという条例です。

当町に限らず、全国的な傾向であると思われますが、近年の核家族化の進行や労働者の勤務時間の多様化などにより、同居している家族と過ごす時間が減少し、家族間におけるコミュニケーションが希薄になってきています。

また、職場や地域においても趣向が変化し、以前のように大人数での飲食の機会や団体での旅行などのようなコミュニケーションを深める機会が減少する傾向にあります。

これらのような状況の中で起こった東日本大震災では、家族の絆や人々とのつながりの大切さについて、改めて実感することになりました。

町長は、常日頃から町民が明るく元気で、毎日が笑顔であふれる幸せな生活を送るため

には、愛情のあふれる家族や楽しく暮らしやすい地域が基本であると考えており、ある時に「鍋を囲む回数が多い家庭はコミュニケーションが保たれている」という調査結果を知ったことで、家族や仲間でのコミュニケーションを深めるために「鍋」を使って何かできないかと考えたことがきっかけとなりました。

町民が鍋料理を囲み、食べ物のありがたさや自然の恵みを感じてたくさん食べること、家族のだんらんや仲間との語らいが自然に活発なコミュニケーションの場となるとも、子どもの健全育成や仲間との絆を醸成することにつながります。

また、鍋の具材として、野菜がたくさん入ることから健康にも良いこと、さらに農業を主産業としている当町においては、地産地消を促進することで、町内の経済を活性化させる効果も期待できます。

そこで、毎月22日を「鍋の日」として、家庭や友人、仲間と鍋を囲み、楽しく活発なコミュニケーションを推進する取り組みを行うこととして条例化したものです。

熱い鍋を食べるときに、フーフーと冷ましながら食べることの語呂合わせから、毎月22日を「鍋の日」としました。

3 条例の構成と解説

この条例は奨励型の条例で、義務的な拘束力はなく、町の役割や町民への協力を求めた内容となっています。

また、通称「鍋条例」と呼ばれ、町民からも親近感を持たれています。

条例の第1条では、条例の目的が定められており、第2条では、毎月22日を「鍋の日」とすることを定めています。



第3条では、町の役割として、町民と協力して条例の普及及び促進をすることを定め、第4条では、町民の役割として、コミュニケーションの重要性を認識することと、「鍋の日」が楽しくなるアイデアを創出することを定めています。

第5条では、その他必要な事項について施行規則への委任がされています。

4 条例を推進するためのこれまでの取組

この条例を推進していくために、まず「鍋条例推進委員会」を立ち上げました。

この委員会のメンバーは、商工会や観光協会、産地直売施設、農協、学校給食センター、食生活改善推進委員会などの代表者で構成されています。

この委員会では、各団体での鍋に関する取組について情報共有を図るほか、条例普及のためのさまざまなアイデアを出し合っており、学校や保育園での鍋給食の実施、老人クラブと小学生の鍋による世代間交流イベントなど、「鍋」によるふれあいを推進しているほか、町のお祭りなどにおいて、振舞い鍋などを実施し、「鍋条例」の認知度を上げる取組を行っています。

また、町では、条例制定1周年を記念し、

昨年10月には、町民に対して「鍋を囲む」大切さ、楽しさをより浸透させるイベントとして、料理好き芸能人の梅沢富美男氏と中村玉緒氏をお招きして「鍋」をテーマにしたトークショーを開催しました。

梅沢富美男氏からは、地元の食材をふんだんに使ったオリジナル鍋を考案していただき、トークショーの会場では、集まった町民とそのオリジナル鍋と一緒に食べながら、鍋の良さを改めて自覚するような、お二人での鍋トークを楽しんでいただきました。

また、梅沢さんに考案していただいたオリジナル鍋は、「梅沢流 南部町鍋」として町の飲食店でも提供できるようにレシピを公開しているほか、毎月22日の「鍋の日」には、町の飲食店の協力により、それぞれの店舗での鍋イベントメニューを提供していただいています。

さらに、町民側から盛り上げてもらうため、町の商工会の主催で、一般町民の参加による鍋コンテストを開催しました。

このコンテストでは、料理好きの主婦などから多数の応募があったほか、当町で活動している「地域おこし協力隊」が外部目線から、特産品をブラッシュアップした鍋を考案して参加し、準優勝を獲得するなど、大変盛り上がるイベントとなりました。



この「鍋コンテスト」については、毎年開催し、レシピ集を作成する計画としています。

この鍋条例にタイミングを合わせるかのように、当町にある農業高校では、栽培が難しく、大量生産できないなどの理由で衰退した伝統作物「南部太ねぎ」の保護・復活に取り組んでいました。

この「南部太ねぎ」は、他のねぎと比べるととても甘く、大変鍋に合うねぎだということでしたが、栽培の過程で、葉の付け根の部分（成長点）に土が入りやすく、また、身が



軟らかいことで、葉の途中から曲がってしまい、見た目が悪くなってしまうなど、クリアしなければならぬ課題がありました。

それを高校の生徒らが効率的な栽培方法の開発・研究に取り組み、それに共感した若手農家が協力し10軒での栽培が始まったところだったのです。

その後、一定の栽培方法に目途が立ち、ブランド化を進めていくタイミングで「鍋にあって野菜」ということで注目を集め、鍋条例のPRに一役買ってもらうとともに「南部太ね

ぎ」自体のPRにもつながり、予想しなかった相乗効果を生み出しています。

また、今ではブームになり、どこにでもあゆる「ゆるキャラ」ですが、鍋条例でもイメージキャラクターを募集して、鍋条例のPRをしようということになりました。

町のホームページ等を活用して募集の告知を行ったところ、全国から多数の応募があり、審査の結果「なべまる」というキャラクターに決定し、グッズを作成して町内外へPRしています。

応募の際に添えられたコメントでは、条例に対してのお褒めの言葉をいただくなど、予想しない形で町外、県外へ向けての鍋条例の宣伝にもなりました。

5 課題と今後の展望

やはり、鍋といえども寒い季節のものというイメージであるため、寒い時期に主なイベントなどでの活動を実施しています。が、通年で展開できるように、暑い時期における鍋レシピについて開発・検討していく必要があります。

また、行政側で直接大々的なイベントを開催するだけでなく、家族や様々な集まりを通じ、「鍋」をキーワードとしたイベントが、自発的な広がりを見せるように展開していきたい



鍋条例イメージキャラクター なべまる

たいと考えています。

今回御紹介した条例は、全5条だけの条例ですが、「町民が、家族や友人、仲間と月に1回は鍋料理を食べることにより、家族及び仲間同士のコミュニケーションが増え、子どもの健全育成や友人、仲間の絆が深まり幸せになる。また、鍋料理を作ることにより、農産物の販売や家庭、農家、産地直売所の地産地消の促進となり、その他食材の販売にも波及し、商店等に活気があふれ、ひいては南部町の活性化につながる。」というように、条例を基にした地域活性化が図られるとともに、地域のイメージ向上や地域への愛着心の向上につながるよう、今後も推進していきたいと考えています。